

金沢市体育施設等利用料金減免基準を定める要綱

(平成29年4月1日決裁)

改正 平成30年3月23日決裁

第1条 この要綱は、金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）第6条第7項、金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）第11条の2第4項、金沢市額谷ふれあい体育館条例（平成6年条例第5号）第10条及び金沢市スポーツ広場条例（平成11年条例第68号）第10条の規定に基づき、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う金沢市体育施設条例に規定する体育施設、金沢市公園条例に規定する金沢市民野球場、金沢市民サッカー場、スポーツ交流広場、金沢プール、ジュニアスポーツコート及び金沢市鳴和台市民体育会館、金沢市額谷ふれあい体育館並びに金沢市スポーツ広場条例に規定するスポーツ広場の利用料金（以下「利用料金」という。）の減免の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全額を免除することができる。

- (1) 本市又は金沢市教育委員会が体育行事に使用する場合
- (2) 金沢市民体育大会に使用する場合
- (3) 春季、夏季、秋季及び冬季に行われる本市の中学校体育大会及び長距離継走大会に使用する場合
- (4) 金沢市小学校連合体育大会に使用する場合
- (5) 市内の小学校又は中学校が当該学校の体育行事に使用する場合
- (6) 市内の地区公民館、地区公民館連絡協議会又は金沢市公民館連合会が当該団体の年間事業として計画を決定した体育行事（以下「決定体育行事」という。）に使用する場合
- (7) 市内の社会福祉法人又は社会福祉団体が決定体育行事に使用する場合（金沢市額谷ふれあい体育館に限る。）
- (8) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する体育の日に一般に開放する場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

第3条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金（金沢市体育施設条例別表第2第2項及び別表第2の2第2項並びに金沢市公園条例別表第2第2項、別表第3第2項及び別表第6第2項の規定による高齢者の団体が使用する場合の基本利用料金並びにテニスコートの照明に係る利用料金を除く。）の半額を免除することができる。この場合において、当該半額を免除した後の利用料金の額に10円未満の端数があるときは、当該端数の額を免除するものとする。

(1) 金沢市体育協会が決定体育行事に使用する場合（テニスコートを使用する場合を除く。）

(2) 石川県中学校体育大会に使用する場合（テニスコートを使用する場合を除く。）

(3) 市内の社会福祉法人又は社会福祉団体が決定体育行事に使用する場合（金沢市額谷ふれあい体育館を使用する場合及び高校生以下の者のみでテニスコートを使用する場合を除く。）

(4) 本市に住所を有する者で身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下この号において「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けているもの及びこれらの者の介助者（第6号において「障害者等」という。）が当該身体障害者手帳等を提示して使用する場合（金沢市額谷ふれあい体育館及びテニスコートを使用する場合を除く。）

(5) 本市に住所を有する65歳以上の者が構成員の半数以上を占める団体が使用する場合

(6) 障害者等が構成員の半数以上を占める団体が使用する場合（高校生以下の者のみでテニスコートを使用する場合を除く。）

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

附 則（平成30年3月23日決裁）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 金沢市体育施設等使用料減免取扱要綱（平成8年3月7日決裁）は、廃止する。